

## 令和7年度第2回松伏町国民健康保険運営協議会会議録

招集期日	令和7年12月18日(木)		開会場所	松伏町役場第二庁舎 301会議室
開閉日時	開会	令和7年12月18日(木) 午後1時30分		
	閉会	令和7年12月18日(木) 午後2時30分		

会議進行行	会議発言者	て ん 末
	事務局	<p>これより、令和7年度第2回松伏町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>ここで、本日の出席状況をご報告申し上げます。</p> <p>本日の出席者は8名、委任状提出者3名、欠席者4名であり、委任状提出者を含め、11名であり、過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立となります。</p> <p>続きまして、会長から一言賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>

  

会議進行行	会長	本日は、令和7年度第2回松伏町国民健康保険運営協議会を開催するにあたり、委員の皆さんには大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
		<p>師走となり寒さも増しますので、皆さんにおかれましては体調にはご注意いただければと思います。</p> <p>さて、本日の議題ですが、国民健康保険税の税率改定と国民健康保険税の賦課限度額について、ご協議いただくことになっています。委員の皆さんには、様々な観点やお立場からご意見をいただきたいと思います。なお、事務局には簡潔な説明をお願いし、本日の会議が有意義なものになりますよう皆さまのご協力をお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、委員の皆さんのお健勝を祈念申し上げ、開会の挨拶といたします。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>

	会議発言者	て ん 末
状況	事務局 町長	<p>続きまして、高野町長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>皆さん、こんにちは。松伏町長の高野祐大でございます。本日は大変お忙しい中、令和7年度第2回松伏町国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、会長からも国保を取り巻く現状について、また、これから予定されている令和9年度の準統一の話もありましたが、ちょうど12月議会が先日終わりまして、12月議会でも国保の運営協議会を始め、いろいろな議論がありまして、事務局である課長も含め準備をし、乗り切らせていただきました。国保を取り巻く現状といたしましては、依然として医療費の増加や少子高齢化の進行により厳しさを増しておりますが、まず一つ考えられるのは、持続可能なものにしていかなければならないといったことだと思いますので、引き続き委員の皆さんにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきまして、本日の協議においてもご助言などをいただけますと大変幸いでございます。結びとなりますが、年末のお忙しいときではございますが、どうかご健康にはご留意いただきまして、良い年をお迎えいただきますようお願い申し上げまして私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。</p>
会議進行状	事務局 議長	<p>高野町長におかれましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。</p> <p>それでは、国民健康保険に関する規則第4条の規定により協議会の会議は、会長が議長となることとなっておりますので議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議録の署名人指名について、私から指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;「はい」の声あり&gt;</p> <p>それでは、会議録署名委員をA委員さんとB委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>

会議発言者		て ん 末
況 会 議 進 行	事務局	それでは、議事に入らせていただきます。 協議事項（1）「国民健康保険税の税率改定について」 事務局、説明をお願いします。
	議長	(資料1「国民健康保険税の税率改定について」1ページから6ページまで説明)  ただいまの事務局の説明に対し、意見や質問はございますか。
	A委員	資料4ページ国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置について、18歳未満のこども分の均等割は全額軽減して、18歳以上の被保険者に上乗せするという理解でよろしいですか。また、その場合、3ページにこども分の均等割が1,554円と18歳以上均等割130円とあります、3ページの表にはその合計の1,684円が表示されています。この金額がだれに賦課されるのでしょうか。4ページには「こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう按分する」というようなことが記載されていますが、子どもがいる世帯の大人にもこれはかかるのでしょうか。
	事務局	委員ご指摘のとおり、18歳未満のこども分の均等割額につきましては、18歳以上の被保険者で賄うことになります。4ページの表をご覧いただくと、18歳未満被保険者の均等割額は10割軽減となり、その軽減した額を18歳以上被保険者数で割って、18歳以上均等割額を出します。18歳以上均等割額につきましては、その下の18歳以上被保険者のところに移りまして、所得割額と均等割額と18歳以上均等割額を足したもの負担することになります。そのため、子ども子育て支援金分の均等割額1,554円と18歳以上均等割額130円の合計1,684円が18歳以上の被保険者が均等割額として負担することになりますので、18歳未満の子どもがいる世帯の大人についても均等割額がかかるものになります。
	C委員	結婚しない世代が増えていて、少子化対策であるとか、子どもにお金をかけるのも大事ですが、いつ

		会議発言者	て ん 末
状況 会議進行	事務局	も同じ人に負担がかかってくるというのがあるので、そのような人にとってはどうなのかという気持ち的なものがあります。中身を反対するわけではないですが、ふと思いました。	(資料1 「国民健康保険税の税率改定について」 7ページから16ページまで説明)
	議長	ただいまの事務局の説明に対し、意見や質問はございますか。	
	A委員	資料8ページのパターン1について、子ども子育て支援金分のみの改定をパターン1としていますが、こども分も含めて全て現行税率どおりというパターンは検討したかとういことと、もう1点ですが、令和8年度末までに必要な基金残高についてです。基金というと急激な財政の変動を抑えるというような、一般家庭で言うとへそくり的なものでその時の支出が多くて補填するものと思っていますが、資料12ページのパターン2の財政推計、資料15ページのパターン3の財政推計を見ますと、令和8年度の基金残高がパターン2で7千万円、パターン3で1億8千万円となっています。基金残高は、多ければ安心なのかなと思いますが、どのレベルまで必要かということはありますか。	
	事務局	まず1点目のことでも分も含めて全て現行税率どおりというパターンは検討したかとういことですが、只今、令和8年度の当初予算を編成中ですが、そこにおける子ども子育て支援金分の収入額を約1,600万円と見込んでおります。3ページに秋の試算での子ども子育て支援金分の納付金は、17,016,696円と算定されているところですが、そちらについて今回の収入の1,600万円を充てるになります。9ページのパターン1の財政推計では、基金残高を約2,000万円と見込んでおり、子ども子育て支援金分の収入を差し引くと基金残高は約400万円となります。これをどう評価するかというところですが、安定した財政運営と不測の事態に対応するという基金の性格上、400万円の年度末の基金残高に不安があるということで、今回ゼロベースのパターンも検討しながらパターン1というのを第1案としてお示しさせていただきました。	
		また、子ども子育て支援金の1,700万円余りの納付金の支払いは令和8年度から始まります。制度として、18歳未満のこどもを除いた18歳以上、高校生年代まではかからず、高校卒業以上の年代	

会議発言者	て ん 末
状況 会議進行 C委員	<p>の方で負担する仕組みとなっております。子ども子育て支援金を今回税区分として導入をしないということになりますと、18歳未満の子どもの保険税でも賄っていくということになりますので、他の税額で負担すれば400万円まで減らないのではないかという議論も課内ではありましたが、法律の趣旨からするとこの部分を導入することにより充てるということで、子ども子育て支援金分を新設する改定案としました。</p> <p>2つ目の基金がいくらまで必要かというご質問ですが、今後令和9年度からは保険税水準の準統一となり、県から示される標準保険税率となります。基本的には標準保険税率どおりであれば、保険税収入で納付金の支払いを賄うことができるというのが県の説明となっておりますが、収納率の低下などによって納付金の支払いに不足が生じる場合には、基金を使ってもよいというルールになっております。均等割についてパターン2で標準保険税率の半分とパターン3で標準保険税率に改定するものですが、財政推計では、パターン2では3,000万円減らして7,000万円、パターン3では令和7年度基金残高から逆に増えて1億8,000万円まで増えるという試算になっております。今回パターン2と3をお示しした理由のひとつとして、令和9年度の保険税水準の準統一を段階的に進めること、つまり令和9年度の改定率を緩和することができるということがあります。先程資料のご説明でも触れさせていただきましたが、パターン1でも財政運営は可能という試算になっておりますので、この激変緩和に重点を置く場合の選択肢としてお示しいたしました。また、パターン1が望ましいというご判断におきましても、1月に本算定として示される子ども子育て支援金の標準保険税率にすることにつきまして、併せてご意見をいただければと思います。</p> <p>今この時期、世の中いろいろな物が値上がりしている時に、町民の声としてこれを引き上げることにコンセンサスが得られるのかどうか。給食費が小学生280円ぐらい、中学生が330円ぐらいだったと思いますが、それを払えない人が20%ぐらいの方がいらっしゃるということです。中身的には僅かながら、それでも払ってない人がいるとなると、この時期に値上がりすることで町民の賛同を得られるのかどうか。説明も丁寧にしていかなくてはならないと思います。先程町長から議会を乗り切ったというお話がありましたら、議員からはどんな意見がでているのでしょうか。</p>

状況	会議発言者	て ん 末
	事務局	<p>今回12月議会定例会としては、一般質問として国保の税率の統一についてストップした方がいいのではないかとういような趣旨でご質問がございました。令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一について見直す必要があるのではないかという視点での質問で、町としては財政運営の観点から都道府県単位化という趣旨からすると、そちらから抜けてというのはできませんので、国による公費の投入について引き続き求めていくという趣旨でお答えしました。</p> <p>事務局としましては、来年度の国保運営が可能なパターンとしては、最低限パターン1としてお示ししたつもりです。今回激変緩和という意味で他の税目も上げるのではなく、なるべく低い税率でいった方がいいのではないか、また、基金を積み立てており、今まで一般会計からの繰入れを行ってきたお金が積み上がっている認識がありますので、それを来年、税率を町の条例で県に言われた税率でない税率とすることができる最終年度で基本的には使い切って、なるべく令和8年度までの税率を低く抑えたいというのがパターン1となっております。</p>
	議長	令和9年度からはやむを得ないというのはお聞きしている。令和9年度にそっくりそのままだと負担が大きくなってしまう。それよりも先程事務局がおっしゃっていたように令和8年度に少しでも上げさせていただいて、基金を取り崩して何とか凌いで令和9年度に準統一にするというご説明ですね。
	事務局	可能な限りの基金投入による税率の低減に努めたということが言えるのが、パターン1であろうと考えております。
	A委員	基金が増えてしまうというのが良くないことだと思いますので、みなさんの負担を抑えて基金をぎりぎりまで使うという事務局案だと思います。
	C委員	基金があまりありすぎると、議会の方もそんなに基金があるなら上げなくともいいだろうと思うので、パターン1から行った方がいいと思います。事務局のおすすめの案はありますか。
	事務局	令和9年度以降は県から示される標準保険税率に従わざるを得ないので、税率を下げるために基金を

会議発言者	て ん 末
議長	<p>投入できるラストチャンスが令和8年度だと思います。そこで、2,000万円という残額まで減る見込みで、ほぼほぼ基金を投入したと言えるものと考えております。国保財政30億程度ですので、2,000万円というと1%もございません。</p> <p>それでは、他に意見・質問等がないようですので、この議題につきましては、パターン1の令和8年度の医療・支援・介護分の税率は据え置きとし、こども分の税率は、本算定後の標準保険税率とすることに、ご承認いただける場合は挙手をお願いします。</p> <p>＜全員「挙手」＞ 挙手全員であります。よってこの議題は承認をされました。</p> <p>続きまして、協議事項（2）の「国民健康保険税の賦課限度額の引き上げについて」 事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料2「国民健康保険税の賦課限度額の引き上げについて」について説明)
議長	ただいまの事務局の説明に対し、意見や質問はございますか。
事務局	<p>賦課限度額の引き上げの趣旨ですが、高額所得者の方の課税限度額を引き上げるということで、上限を定めております。法律で決まった金額の1年遅れで松伏町は改正をしております。引き上げるということは、高額所得者の方の負担が増える分、中所得者以下の方の保険税率を抑制できるという組み合わせで制度として設計されているところです。令和9年度については、1年遅れを取り戻さなくてはなりませんので、来年度に2年分改正をする予定でございます。どうぞ宜しくお願いします。</p> <p>＜意見なし＞</p>

会議発言者	て ん 末
議長	<p>それでは、ご意見・ご質問がないようですので、この議題につきまして、令和8年度から医療分の賦課限度額を1万円引き上げ66万円とし、支援分の賦課限度額を2万円引き上げ26万円とすることに、ご承認いただける場合は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;「挙手」多數&gt;</p> <p>挙手多數であります。よってこの議題は承認をされました。</p> <p>以上をもちまして、議事は全て終了しました。これで、議長の任を解かせていただきます。</p>
事務局	閉会にあたりまして会長代理から閉会のご挨拶を賜りたいと思います。
会長代理	年末の本当にお忙しい中、協議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、寒くなりましてお身体をご自愛ください。以上をもちまして、第2回松伏町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。皆さまありがとうございます。
事務局	次回開催につきましては、令和8年2月17日火曜日を予定しております。どうぞ宜しくお願ひします。